

保育所等通訳・翻訳事業実施要領

1 目的

外国にルーツのある子どもを預かる保育所等が日本語の通じない保護者等とコミュニケーションを取る際に必要な通訳及び翻訳支援を山梨県が行い、保育所等の多言語・多文化共生への体制整備支援を目的とする。

2 対象施設

山梨県内に所在する幼稚園、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所、へき地保育所、認可外保育施設及び市町村幼児教育・保育担当課（以下「保育所等」という。）

3 事業内容

山梨県は本事業の受託業者等へ依頼し、次の事業を実施する。

- (1) 通訳者の派遣
- (2) 保育所等が作成した文書の翻訳

4 実施期間

令和5年12月4日から令和6年3月31日まで

5 実施方法

- (1) 通訳者の派遣：通訳派遣を希望する保育所等は、山梨県子育て支援局子育て政策課（以下「子育て政策課」という。）へ申込票（別紙1）をメール等により提出する。通訳する言語は、英語・ポルトガル語、中国語、韓国語、ベトナム語、タイ語、インドネシア語、ドイツ語、ロシア語、フランス語及びスペイン語とし、その他言語は相談の上決定する。子育て政策課は派遣の可否等を保育所等へ送付する。派遣可能な場合には、派遣日に受託業者から通訳者を派遣する。
- (2) 保育所等が作成した文書の翻訳：翻訳を希望する保育所等は、子育て政策課へ申込み票（別紙2）及び翻訳する文書をメール等により提出する。翻訳する言語は、英語・ポルトガル語、中国語、韓国語、ベトナム語、タイ語、インドネシア語、ドイツ語、ロシア語、フランス語及びスペイン語とし、その他言語は相談の上決定する。子育て政策課は翻訳の可否等を保育所等へ送付する。翻訳可能な場合には、予定納期までに受託業者から保育所等へ翻訳後文書を納品する。

6 利用可能回数

- (1) 通訳の派遣：原則1施設4回、1回につき2時間以内
- (2) 保育所等が作成した文書の翻訳：原則1施設3回、1回400字程度以内

7 留意事項

- (1) 保育所等は利用を希望する2週間前までに申込みをすること。
- (2) 申込み後、やむを得ず日程変更やキャンセルが生じた場合には、速やかに子育て政策課へ報告すること。
- (3) 個人情報等については、保育所等、子育て政策課、及び受託業者が各々責任をもつ

- て漏洩のないよう管理する。
- (4) 予算の上限に達した場合には、実施期間内であっても事業を終了する。

この実施要領は令和5年12月4日に施行する。